

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	83	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人電子航法研究所	職員の身分	非国家公務員
法人概要	航空交通システム等に関する試験、調査、研究及び開発						
沿革	昭36.4 運輸省運輸技術研究所航空部電子航法研究室 → 昭38.4 運輸省船舶技術研究所電子航法部 → 昭42.7 運輸省電子航法研究所 → 平13.1 国土交通省電子航法研究所 → 平13.4 独立行政法人電子航法研究所						
中期目標期間	平成23年4月～平成28年3月（5年間）						
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点）		4	4	4	4	[0]	(1)
常勤役員数		3	3	3	3		
非常勤役員数		1	1	1	1		
常勤職員数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点）		60	60	61	59	[0]	(18)
うち間接部門		14	14	13	13		
うち事業部門		46	46	48	46		
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		39 (3)	40 (5)	45 (6)	43 (7)		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		104.6 (105.5)	106.2 (110.0)	108.6 (109.6)	— (—)		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		104.9 (104.4)	103.3 (102.8)	103.0 (103.3)	— (—)		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算		
一般会計（百万円）		1,876	2,285	1,523	1,445		
うち運営費交付金		1,598	2,099	1,397	1,395		
うち施設整備費補助金		231	139	103	50		
うち施設整備以外の補助金・交付金		—	—	—	—		
うち委託費		47	47	24	—		
うち出資金		—	—	—	—		
特別会計（社会資本整備事業特別会計）（百万円）		13	0	0	—		
うち運営費交付金		—	—	—	—		
うち施設整備費補助金		—	—	—	—		
うち施設整備以外の補助金・交付金		—	—	—	—		
うち委託費		13	0	0	—		
うち出資金		—	—	—	—		
計		1,889	2,285	1,523	1,445		
支出額の推移（百万円）		1,994	1,424	1,527	1,592		
収入額の推移（百万円）		1,910	2,302	1,554	1,592		
国の財政支出/収入額（％）		98.9	99.3	98.0	90.8		
財務データ （平成24年度、百万円）	資産合計	5,849	うち流動資産	1,252			
	負債合計	1,898	純資産合計	3,951	うち利益剰余金		0

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	83	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人電子航法研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
航空路の容量拡大に関する研究開発 混雑空港の処理容量拡大に関する研究開発 空地を結ぶ技術及び安全に関する研究開発	①航空交通システムの高度化に関する研究開発を行うことによって、航空交通容量の拡大、航空交通の安全確保等、国が実施する航空管制業務の高度化を技術的に支援している。 ②日本再興戦略（H25. 6. 14閣議決定）、社会資本整備重点計画（H24. 8. 31閣議決定）	1,527	合計		1,554	一般財団法人航空交通管制協会	5
			国費	運営費交付金	1,397	公益社団法人三鷹市シルバー人材センター	1
				施設整備補助金	103		
自己収入	受託収入	51					
			その他の収入	3			
			合計				
			国費	運営費交付金			
				施設整備補助金			
				〇〇費補助金			
				〇〇委託費			
				〇〇出資金			
			自己収入				
			合計				
			国費	運営費交付金			
				施設整備補助金			
				〇〇費補助金			
				〇〇委託費			
				〇〇出資金			
			自己収入				
			合計				
			国費	運営費交付金			
				施設整備補助金			
				〇〇費補助金			
				〇〇委託費			
				〇〇出資金			
			自己収入				

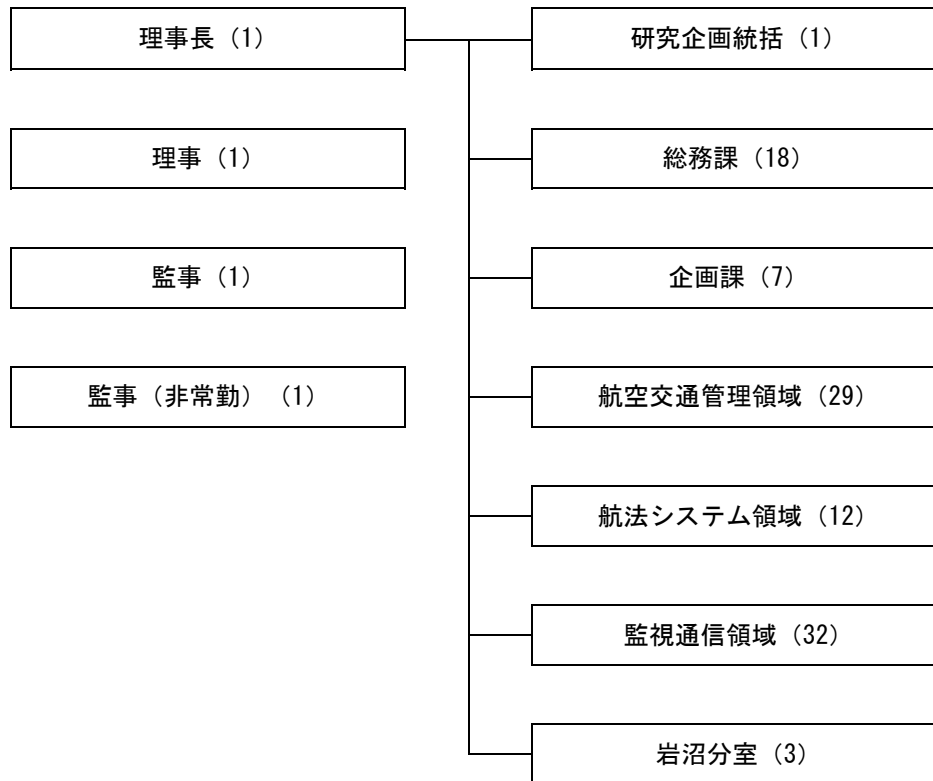
○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	83	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人電子航法研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



所在地（本所）：東京都調布市深大寺東町7丁目42番地23

所在地（岩沼分室）：宮城県岩沼市下野郷字北長沼4

<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	83	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人電子航法研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

アジア太平洋地域においては、急速な経済発展により航空需要が急増しているが、我が国が国際競争力を強化し、経済成長を実現していくためには、アジア地域内の航空需要を我が国に取り込む必要がある。

そのため国土交通省は、日本再興戦略（H25.6.14閣議決定）に示されたとおり、日本に投資と観光客を取り込むため、「首都圏空港の容量拡大を背景とした首都圏空港を含めたオープンスカイの戦略的な推進、LCCの参入促進等による航空ネットワークの充実」等の施策を実施している。また、航空交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通省は航空管制業務等を実施しているところであるが、前述の施策を推進するためには、首都圏空港や航空路の航空交通容量の拡大を図ることが必要であることから、社会資本整備重点計画（H24.8.31閣議決定）に掲げる通り、航空交通システム（航空管制業務及びその実施に必要な地上施設等）の高度化を推進している。

電子航法研究所は、航空交通システムの高度化に係る研究開発を実施する我が国唯一の研究開発機関であり、航空政策の実現を技術面から支えている。

具体例としては、空港内を地上走行する航空機を管制官がより確実に監視するための技術を電子航法研究所が開発評価し、これを羽田、成田空港等に導入したところであり、首都圏空港の容量拡大に貢献している。また電子航法研究所は、離陸直後の航空機の監視にこの技術を適用するための開発評価を実施し、これが平成26年度に成田空港に導入される予定であり、これにより悪天候等で視界が悪くても、2本の平行滑走路から同時に離陸することが可能となり、年間発着回数30万回の実現に貢献することとなる。

その他、国際活動の例として、ICAO（国際民間航空機関）の専門家会議で実施されている国際標準化作業に電子航法研究所が航空局の技術アドバイザーとして参加し、研究開発成果を国際標準に反映させている。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

メリットとしては、法人の裁量により柔軟な組織運営が可能になるとともに、複数年度に亘る調達等、予算執行を弾力的に実施できるようになった。また、業務実績評価により業務の質を向上させる取組を積極的に行うようになり、非公務員化によって優秀な人材を幅広く確保できるようになった。

デメリットは、目標以上に経費縮減や自己収入の増加を行っても運営費交付金が控除され、そのインセンティブが働かないことである。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国土交通省	164	空港等維持運営(空港)
国土交通省	438	(独)電子航法研究所運営費交付金
国土交通省	439	(独)電子航法研究所施設整備費

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
内部管理業務	研修、健康診断 等	4百万円	(株)シー・イー・アイ等
庁舎管理業務	庁舎機械警備、清掃 等	11百万円	総合警備保障(株)等
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先

No.	83	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人電子航法研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	交通分野の4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）について、1法人に統合する。
② これに対する現時点での考え方	<p>閣議決定当時と比べると、平成22年10月の羽田D滑走路供用開始以降、成田も含めた首都圏空港における発着容量の拡大を段階的に進めているところであり、発着枠は羽田D滑走路供用開始前の52.3万回から平成26年度中には74.7万回へと約1.4倍に増加する予定である。その後も、日本再興戦略（H25.6.14閣議決定）に示されたとおり首都圏空港の更なる機能強化を検討することとしており、上空を含めて航空交通容量を更に拡大するための技術的な検討が必要になっている。また、航空交通容量の拡大は世界的な課題となっており、ICAO（国際民間航空機関）は将来の航空交通システムの今後15年以上に及ぶ導入計画を今年策定し、研究開発、国際標準化等を世界的な協調を図りながら推進することとしている。</p> <p>このように航空を取り巻く環境が世界的に大きく変化する中、航空交通容量を拡大するために必要な将来の航空交通システムの方向性がICAOにより具体的に示されたことで、電子航法研究所が今後取り組むべき技術課題が明確になったところである。その解決には航空交通システムを大胆に変革する高度な技術開発を要するため、電子航法研究所は航空管制に係る専門性を更に高めるとともに、航空局との連携の下で研究開発業務を重点的かつ機動的に実施できる体制が必要である。</p> <p>加えて、今後も、電子航法研究所がこれまで築き上げてきた業績を活かし他国機関との連携を強化し、国際的なプレゼンスの確保と研究開発機能の向上を図っていくことが重要である。</p> <p>上記閣議決定に関して、研究機関の統合により、一般的には、間接部門の効率化に繋がりと考えているが、各法人の扱う研究分野や研究業務の性質が大きく異なるためシナジー効果は期待できず、法人の長が統合した組織全体を適切に運営し得るかについて課題があると認識している。また、各法人の研究業務の性質は異なっていることから、研究開発法人の制度見直しの動向も踏まえつつ、真に国の政策実施機能を担う独法の機能強化に具体的効果があるか否か等につき、十分かつ慎重に検討していく必要がある。</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記5法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。 ○ 現在各法人が有している能力を維持・向上させる観点から、各分野に関して、平常時、災害対応等緊急時の如何にかかわらず、適切かつ迅速な意思決定によりその機能を最大限に発揮させるマネジメント体制を構築する。 ○ また、現在各研究所が有するプレゼンスを損なうことのないよう、統合後に各研究所の名称を引き続き使用することも含めて検討する。
② これに対する現時点での考え方	(1) ②と同じ。
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	—
② 対応状況	—

No.	83	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人電子航法研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

世界的に航空需要の伸びが予想される中、安全性の向上及び航空交通容量の拡大を図るため、欧米や我が国においては将来の航空交通システムに係る長期ビジョンを策定してその高度化を推進している。こうした世界的動向を踏まえ、ICAO（国際民間航空機関）は航空交通システムの今後15年以上に及ぶ導入計画を今年策定し、研究開発、国際標準化等を世界的な協調を図りながら推進することとしている。

我が国としては、アジア太平洋地域における航空需要の大幅な伸びが予測される中、国際競争力を強化して航空需要を我が国に取り込むため、日本再興戦略（H25.6.14閣議決定）に掲げる通り、首都圏空港の容量拡大を背景とした首都圏空港を含めたオープンスカイの戦略的な推進、LCCの参入促進等による航空ネットワークの充実等の施策を実施している。また、首都圏空港や航空路の航空交通容量の拡大を図ることが必要であることから、社会資本整備重点計画（H24.8.31閣議決定）に掲げる通り、航空交通システムの高度化を推進している。今後も首都圏空港の更なる機能強化を検討することとしており、航空交通容量を更に拡大するための技術的な検討が必要になっている。

このように航空を取り巻く環境が世界的に大きく変化する中、航空交通容量を拡大するために必要な将来の航空交通システムの方向性がICAOにより具体的に示されたことで、電子航法研究所が今後取り組むべき技術課題が明確になったところである。その解決には航空交通システムを大胆に変革する高度な技術開発を要するため、電子航法研究所は航空管制に係る専門性を更に高めるとともに、航空局との連携の下で研究開発業務を重点的かつ機動的に実施できる体制が必要である。

組織見直しの考え方について、研究機関の統合は、一般的には、間接部門の効率化に繋がり得るとは考えているが、各法人の扱う研究分野や研究業務の性質が大きく異なるため、シナジー効果は期待できず、法人の長が統合した組織全体を適切に運営し得るかについて課題があると認識している。また、各法人の研究業務の性質は異なっており、研究開発法人の制度見直しの動向も踏まえつつ、真に国の政策実施機能を担う独法の機能強化に具体的効果があるか否か等につき、十分かつ慎重に検討していく必要がある。

No.	83	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人電子航法研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

2（4）財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

①財政運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○「運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を達成した場合に増加分の一定割合を控除しないこととする。一方、目標不達成の場合には、運営費交付金の算定の際に、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて運営費交付金の削減を総合的に判断する。」

<意見>

自己収入拡大への取り組みに対する更なるインセンティブを与えるために、「増加分の一定割合を控除しないこととする。」ではなく、自己収入の目標を達成した場合の増加分の全てを控除しないことを検討いただきたい。

また、特に、知的所有権収入については、年度間の変動が大きいため、目標不達成を以て運営費交付金を削減した場合は、研究所の円滑な事業の運営に支障を来す恐れがあることから、制度設計に当たっては、ご配慮いただきたい。

3. 各法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化等について

(3) 研究開発を行う法人への対応について

② 見直しの方向性

○「国の科学技術イノベーション政策を確実に実施・反映していくため、主務大臣は司令塔たる総合科学技術会議が定めた国際水準を踏まえた評価指針に基づく評価を行うとともに、総合科学技術会議は法人の中期目標期間に係る業績評価等に関与」

<意見>

総合科学技術会議の中期目標期間に係る業績評価等への関与にあたっては、法人の業務内容を勘案し、総合科学技術会議が関与する法人を特定する必要がある。

主務大臣と総合科学技術会議の役割等を明確化し、評価項目の必要性を精査することで、法人の「評価疲れ」を防止するようご配慮いただきたい。

（参考）自民党政権公約 J-ファイル2013（抄）

340 独立行政法人改革

・・・評価項目の必要性を精査して「評価疲れ」を防止するとともに、業務の達成度合いと効率化度合いに分離します。